

埼玉県告示第千二百七十一号

告 示

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベスター東鷺宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社ベルク 午前九時から翌午前零時

株式会社セキ薬品 午前十時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後八時

DCMホームズ株式会社 午前九時三十分から午後八時

(変更後) 株式会社ベルク 午前九時から翌午前零時

株式会社セキ薬品 午前十時から午後十時

株式会社しまむら 午前十時から午後八時

DCMホームズ株式会社 午前八時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から翌午前零時三十分

(変更後) 午前七時三十分から翌午前零時三十分

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 荷さばき施設一 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前九時

(変更後) 荷さばき施設一 午前零時から翌午前零時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

荷さばき施設三 午前六時から午前八時

ハ 変更年月日

平成二十八年九月十五日

二 届出年月日

平成二十八年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月二十七日から平成二十九年一月二十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課